

精神保健福祉から見る、行政・ 関係機関・地域との連携

(兵庫県)

社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンター

センター長 杉江 東彦 (障-39期、No.5291)



社会福祉法人芦屋メンタルサポートセンターの前身は、1995(平成7)年に保健所の指導により結成した家族会と小規模作業所である。同年1月の阪神・淡路大震災からの復興を目指す中で、震災によって精神疾患に罹患した方々のケアも含め、精神障害*を有する方の居場所として小規模作業所「はまゆう」を立ちあげた。

約10年後の2005(平成17)年、市内で唯一の精神障害者に対応できる事業者として、芦屋市からの相談支援事業の業務委託をきっかけに、家族会が運営する2つの小規模作業所を含めてNPO法人を設立した。

その後の法改正を踏まえ、2006(平成18)年に作業所のひとつは地域活動支援センターI型に、そして、2010(平成22)年にもうひとつの小規模作業所「ライラック」を就労継続支援B型(定員20名)に移行した。2011(平成23)年には指定相談支援事業所として、地域相談支援事業を開始した。

そして、国のアウトリーチ試行事業の受託を目指し、2012(平成24)年4月、NPO法人より社会福祉法人へと移行した。アウトリーチ事業は、政権交代の影響で関連法案が不成立とな

り実現しなかったが、2013(平成25)年4月より計画相談支援事業、障害児相談支援事業を開始。9月には「ライラック」に従たる事業所を開設し定員を30名に増員した。また、同年10月に芦屋市教育委員会の若者相談支援事業を受託し、義務教育終了後から30歳代までの若者及びその家族を対象とした、主にひきこもり等の支援を目的とした若者相談センター「アサガオ」を開設した。

2014(平成26)年4月には、芦屋市より従来の相談支援事業に加え芦屋市基幹相談センター事業業務を受託し、現在に至っている。



芦屋メンタルサポートセンター外観

*当法人は普及啓発活動の一環として、障害の「害」の字の表記を「碍」としている。害には「災害」「害悪」などマイナスのイメージがあり、本来の「さまたげ」の意味を持つ「碍」を使用している。ただし、法律用語等の名称に関しては「害」または「かい」を使用する。

法人を取り巻く地域環境(地域福祉・医療・生活環境)

当法人が拠点とする兵庫県芦屋市は、人口9万5千人、面積18.57平方キロメートルという小さな市である。大阪市と神戸市の間に位置し、北に六甲山の山並み、南に大阪湾を望む、風光明媚な「国際文化住宅都市」を掲げ、2つの大都市に挟まれたベッドタウンとして独自の発展をしてきた。

芦屋という名前は、関西では高級住宅地という印象があり、実際富裕層が多い一方で高齢化率も高い。それ故とは言い難いものの、精神障碍者への偏見解消や施設への理解促進は、発足当初からの課題である。精神保健福祉を進めるうえで何よりも大切なことが理解を得ることである。偏見の土台には無理解がある。そんな観点から当法人では普及啓発に何よりの力を注いできた。ただし、行政も高齢者への福祉を手厚くせざるを得ない状況で、障碍者福祉はなかなか進展してこなかったのが現状である。

理念と目指す姿

当法人では、目指すべき姿を3つの理念に込めている。

- 1. 生命の輝きと豊かさの追求
- 2. 信じることの素晴らしさの追求
- 3. 社会的貢献の追求

具体的には、街を歩けば障碍のある方がイベントに参加し、買い物や道端で歓談している社会をイメージしている。子ども、男性、女性のように、その人の特性を表す言葉として定着し、障碍者という言葉そのものが先行しないようになれば良いとの想いを込めている。

また、精神障碍者の支援を行う法人数は多くない。おそらく小さな自治体ではどこも同じような状況ではないかと思われる。

精神障碍者へのサービス提供は、2006(平成18)年の障害者自立支援法(その後の改正により、障害者総合支援法)の制定まで、別の法律である精神保健福祉法によるものとされてきた。この10年でサービスは大きく前進したが、緊急時対応時などの症状がある場合は、今でも、救急車での搬送対応をしてもらえないかったり、県の保健所経由でないと対応してもらえないかったケースがある。

私達は、そのような状態がなくなり、精神障碍者が普通の暮らしができる社会の実現を目指している。

行政・関係機関・地域との連携

当法人では、県の保健所、行政機関との繋がりは開設当初から密に行い、毎月、介護保険法に定められた「運営推進会議」と同様の会議を当初から開いている。会議には、県の保健所、市障がい福祉課、家族会、地域ボランティア代表、利用者、法人役員、事業所長、職員が参加してサービスの質の向上を図っている。また隔月で、県の保健師と事業所の相談員、支援員が参画する「保健師職員連絡会」を開き、情報共有を図っている。

当法人の相談支援事業所の大きな特徴は、ある意味、すべての人の潜在的な生活支援に介入できる立ち位置である(図1)。就学前を含む子どもの障碍、身体・知的の各障碍、高齢者の認知症等、主として動く機関はもちろん別に存在しているが、そのサポートとしてかかわるケースが増えている。このことがどれだけダイナミックな活動を可能とするか、ご想像いただけるだろうか。

例えば子どもに虐待のあるケースでは、親のネグレクトの要因が精神疾患である場合、間接的、直接的に当法人からの支援を展開している。また、若者相談センター「アサガオ」では、どの

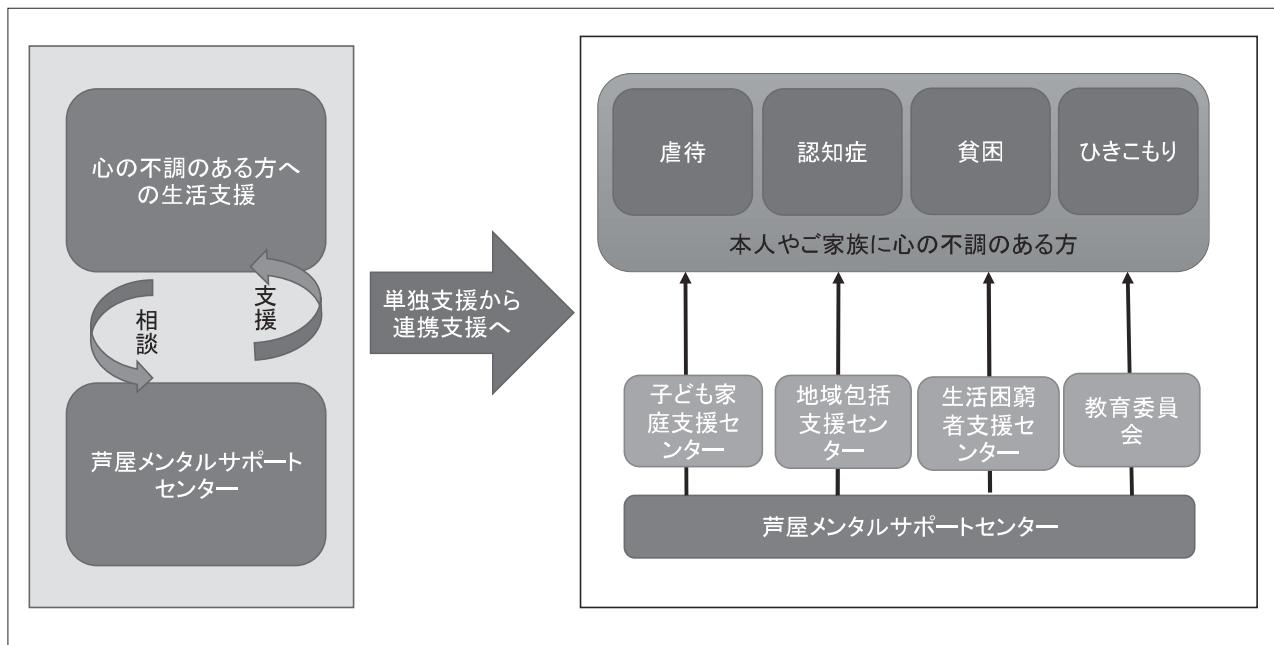


図1 すべての人の潜在的な生活支援に向けた連携（イメージ）

機関も相談にのることのできない狭間にある方を対象にすることが増えている。疾患の診断や、手帳の交付等公的な認定を受けていないが、生活を維持するのがかなり困難な方が相談の対象となっているためである。

最近制定された生活困窮者自立支援法の対象となるケースも多く、2016(平成28)年度からは、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会の委員としても当法人から参画している。生活困窮者の一部の方は、私たちがこれまで培ってきた支援方法からのアプローチができる対象の方だと感じている。

さらに、「アサガオ」は、行政の縦割り社会にあって、福祉と教育の橋渡し的役割も担っている。

支援の価値を高める視点と課題

市内の精神障害者支援の中軸として、芦屋メンタルサポートセンターはなくてはならない存在に成長していると感じる一方、多くの関係機関、地域と連携を行う機会が増えてきた中で、課題も数多くある。大きくは以下3点に整理できる。

- ①本当の意味での連携
- ②現実味のある生活支援
- ③人材確保と人財育成

①本当の意味での連携

保健、医療、福祉、教育の連携が論じられて久しい。社会資源の一定の整備はされてきたが、本当の連携はなかなかできていないのも事実である。ちょっとした生活支援が切れ目なくあればできることがあり、同じことを学校の先生と協力したい、医療関係者と協力したいと考えても、いわゆる縦割り行政や法の縛りがあってなかなかできないのが現状である。例えば就労の通勤に関して、慣れるまでの通勤支援や通学支援を希望しても、現行の制度ではカバーされていない。

また、施設や病院に入院している方の地域生活を支援する地域移行事業でも、行政機関の違いや、病院、施設の相談員や事業者との方針や考え方の違いなどもある。複数の機関や専門職と常に接しながら、もう少していねいできめの細かい地域との連携が実現できればと思う

ことも多い。

②現実味のある生活支援

障碍があり安定した就労ができない方には、障害年金や生活保護の受給者も多い。しかし、精神障碍者に関しては、波のある症状に沿って障害年金が打ち切られるケースが多く、一度年金を打ち切られると症状が悪化しても再受給は難しい現状にある。生活保護を受けるようになると今度は自立支援を目指すことになる。働く意欲を持っても、安定した生計を維持するために、生活保護費を減額される不安感が先立ち、しっかりと就労に進めない現状がある。そんなジレンマにあって、相談員や支援者はより良い支援計画を考えるのに苦労する。これは制度上の課題である。

さらに、地域での受け皿である施設の不足がある。特に、精神障碍者を受け入れる事業所は少なく、グループホームは現在は市内にはない。当法人では本気の生活支援を行うため、国の未利用国有地を買取り、グループホームの開設を計画しているが、何分資金が無く日々奮闘しているところである。

③人材確保と人財育成

人材不足は福祉業界全体に言えることだが、対象者は年々増加しているにもかかわらず支援者は不足し、さらに専門知識や経験が必要と思われていることから、一歩引いてしまう人が多いことが悩みである。高齢者支援や、同じ障碍者支援を行う同僚であっても、この分野への介入は躊躇する方が多い。

ここでの不調への少しの理解をもち、一度か



会議風景

かわってみると、案外奥深い分野であると思われることが多い。精神障碍者への支援は未来(将来)に向かっての支援であり、その人の人生に寄り添って取り組まれる。心の病になれば多くの人が笑顔をなくす。そんな人に寄り添いながら、病気の快復・生活の安定などを共有できる喜び、笑顔を取り戻した時の喜びがある。決して楽ではないが、生きていくのに一生懸命な方ばかりだと感じることが多く、そこがわかると、この仕事の重さと、楽しさが少し理解できるように感じる。

こうしたことを踏まえて、より多くの方々に関わっていただきたいと思う。